滋 ス 協 ス 少　９３ 号
令和４年（2022 年）７月 15 日

各市町スポーツ少年団
本　部　長　様

公益財団法人滋賀県スポーツ協会
滋賀県スポーツ少年団
本部長　　中　嶋　　実
（公印省略）

「地域の感染レベル」が「レベル１」から「レベル２」に引き上げられたことに伴う
スポーツ少年団活動の適切な対応ついて（依頼）

盛夏の候　日頃は、本県スポーツ少年団諸事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

7 月に入っての新型コロナウイルスの全国的な感染急拡大は、7 月 14 日現在も続き、国内で新たに 97,788 人の感染者が報告され、過去最多となった令和４年２月５日の約 106,000 人に迫る水準となっています。

滋賀県における１日の新型コロナウイルス感染者が 7 月 11 日～13 日の３日連続で 700 人を超え 14 日は 1,056 人の感染者が報告されています。滋賀県は 7 月 13 日に「第 7 波」入ったとして、対策レベルを「１（維持）」から「２（警戒強化）」に引き上げました。

同時に、滋賀県教育委員会教育長は、学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベルを「レベル１」から「レベル２」に上げる通知（宿泊を不可とする等学校教育活動の制限は含まれていない）を県立学校長に通知を発出されました。（令和４年７月 14 日（木）～当面の間）

「特に 10 歳未満の増加が顕著」と県の対策本部員会議で県が報告していることを踏まえると、スポーツ少年団において、従来からの新型コロナウイルス感染防止対策の徹底することを基本に、この時期、団員の安全を守るために、熱中症、雷を含め天候の急変等についても危機感をもち、事前の対策・事後の対応をしていくことが大切です。

なお、小中高等学校の夏季休業が 7 月 21 日をめどに始まり、試合、遠征、合宿、交流の機会が多くなるので、改めて更衣、就寝、バスや自家用車での移動の場面での密をさけること、マスクを外す食事、入浴場面での黙食や会話制限の徹底についてもご指導いただきますようお願いします。

記

別紙資料
①県教育委員会教育長　⇒　県立学校長への通知（7 月 13 日付け）（写し）
「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（通知）

②県教育委員会事務局保健体育課長　⇒　県立学校への通知（事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症に係る部活動の対応について」

＜問合わせ先＞
公益財団法人滋賀県スポーツ協会
滋賀県スポーツ少年団事務局　三輪、杉本、小沢
Tel:077-526-5522　Fax:077-521-8484
E-mail: shiga-jsc@bsn.or.jp